

**所得金額** 地方税法等の改正により各事項が変更になることがあります。

**事業**  
 営業等…卸売業、製造業、小売業、修理業、料理飲食店業、建設業、サービス業、医師、弁護士、税理士、作家、あんま、マッサージ、塾の経営者、各種の外資員、大工、左官などから生じる所得。  
 農業…農産物の生産、農家が兼営する家畜又は酪農品の生産などから生じる所得。

**不動産**…土地や建物の賃貸などから生じる所得。

**配当**…株式や出資の配当、証券投資信託の分配金などの所得。

**給与**…俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの所得で次の算式により計算します。

**収入金額－給与所得控除額＝給与所得金額**  
 通勤費、転居費、研修費などの特定支出をした場合に特定支出の合計額が給与所得控除額を超えるときは、給与所得の金額は次の算式により求めた金額とすることができます。

$$(\text{収入金額}) - (\text{給与所得控除額}) - \left( \frac{\text{特定支出の額の合計額のうちその年中の給与所得控除額の2分の1を超える部分の金額}}{2} \right) = \text{給与所得の金額}$$

また、次のア、イから計算した所得金額調整控除額が給与所得の金額より控除されます。  
 ア. その年の給与等の収入金額が850万円を超える方で、特別障害者に該当する方、又は年齢23歳未満の扶養親族を有する方、若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方は、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%相当の金額イ. その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得がある方で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える方は、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度）の合計額から10万円を控除した金額

**雑**  
 公的年金等…厚生年金、国民年金、共済年金等の収入の合計額。  
 (注)遺族年金、障害年金等は非課税所得に該当しますので、記入しないでください。※所得のなかった方の記載欄に記入してください。  
 業務…シルバー人材センター、原稿料、作曲料、講演料、デリバリー、アフィリエイトなど。  
 その他…生命保険契約等に基づく個人年金、暗号資産(仮想通貨)。

**総合譲渡**…車輛、機械、著作権、ゴルフ会員権など。土地、建物など分離課税以外の資産の譲渡により生じる所得。

**一時所得**…生命保険等の満期返戻金、懸賞当選金などの一時的な性質をもっている所得。

**分離課税**…株式等の譲渡、土地、建物や山林などの譲渡、退職金などによる所得。譲渡所得については、確定申告書の提出が必要となりますので、詳しくは税務署におたずねください。

**所得から差し引かれる金額**

**社会保険料控除**…あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、昨年中に健康保険税、国民年金、厚生年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料などを支払った場合に記入してください。(国民年金は証明書を添付)

**小規模企業共済等掛金控除**…昨年中にあなたが支払った第一種共済掛金や確定拠出年金法に基づく掛金、心身障害者扶養制度等により支払った金額を記入してください。(支払った掛金の額の証明書を添付)

**生命保険料控除**  
 生命保険料・個人年金保険料…あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族を受取人とし、生命保険・個人年金保険契約書に基づいて、あなたが支払った保険料を記入してください。(証明書を添付又は提示) ※裏面参照  
 介護医療保険料…疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由により保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるものの、あなたが支払った保険料を記入してください。(証明書を添付又は提示) ※裏面参照

**地震保険料控除**…あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している住宅や家財等の資産について生じた損失の額を補てんする地震保険などの保険料や平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料を支払った場合は控除が受けられます。(証明書を添付又は提示) ※裏面参照

**寡婦控除** (260,000円) …次の①か②どちらかに該当し、ひとり親に該当しない方。  
 ①夫と離別した後、再婚していない方  
 子以外の扶養親族を有し、合計所得が500万円以下で、事実婚状態ではない。  
 ②夫と死別した後再婚していない方、又は夫の生死が明らかでない方  
 合計所得が500万円以下で、事実婚状態ではない。

**ひとり親控除** (300,000円) …婚姻をしていない方、又は配偶者の生死が明らかでない方で次の①・②・③すべてに該当する方。  
 ①生計を一にする子（その年分の所得金額が48万円以下）を有する。  
 ②合計所得金額が500万円以下。  
 ③事実婚状態ではない。

**【記載例】 申告書の書き方**

令和4年度分 市民税・県民税申告書

住所：〒 460-0000 岐阜県 岐阜市 〇〇〇

氏名：坂東 一郎 性別：男 年齢：27歳 職業：会社員

収入金額：3,000,000円

控除額：450,000円

所得金額：2,550,000円

**3 所得から差し引かれる金額に関する事項**

社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	国民健康保険税	250,000円
	国民年金	200,000円
	合計	450,000円
生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	62 120,000円	63 120,000円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	64 150,000円	65 150,000円
	介護医療保険料の計	
	65	
地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	4,000円	20,000円
障害者控除	氏名 坂東 三郎	障害の程度 身体 2級
	氏名	障害の程度
配偶者控除	配偶者の氏名	生年月日 大・昭和
	配偶者の合計所得金額	
扶養控除	氏名 坂東 二郎	生年月日 大・昭和 19.10.3 続柄 子
	氏名 坂東 三郎	生年月日 大・昭和 17.2.1 続柄 子
	氏名 坂東 四郎	生年月日 大・昭和 20.7.10 続柄 子
雑損控除	損害の原因	損害年月日
	損害金額	補てんされる金額
医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額
	160,000円	0円

**所得のなかった方の記載欄**

住所： 氏名： 続柄： 年齢：

※学生の方は学校名・学年を記入してください。 ③雇用保険(失業保険)・生活扶助を受けていた。 学校名 現在の学年 年 月 日 ~ 年 月 日まで

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

事業（営業等・農業）所得、不動産所得がある方につきましては、別紙「収支内訳書」に必要事項を記入し所得金額を算出後、申告書表面及び裏面へ転記してください。  
 給与収入がある方で源泉徴収票がない方、配当所得、雑所得（公的年金以外）、総合譲渡・一時所得がある方につきましては、申告書裏面へ記入し申告書表面へ転記してください。

1月1日現在の住所と現住所が違う場合は、現住所の欄に現在の住所を記入してください。  
 業種又は職業、電話番号、個人番号など必要事項を記入してください。

収入金額等	事業等	金額
1	営業等	3,000,000円
	農業	
	不動産	250,000円
	利子	
	配当	150,000円
	給与	2,004,000円
	公的年金等	1,500,000円
	雑業	
	その他	
	短期	
	長期	
	一時	
2	事業等	500,000円
	農業	
	不動産	50,000円
	利子	
	配当	150,000円
	給与	1,222,800円
	公的年金等	400,000円
	雑業	
	その他	
	合計(⑦+⑧+⑨)	
	総合譲渡・一時	
	合計	2,322,800円
4	社会保険料控除	450,000円
	小規模企業共済等掛金控除	
	生命保険料控除	70,000円
	地震保険料控除	12,000円
	寡婦、ひとり親控除	300,000円
	勤労学生・障害者控除	530,000円
	配偶者(特別)控除	
	扶養控除	780,000円
	基礎控除	430,000円
	⑬から⑳までの計	2,572,000円
	雑損控除	
	医療費控除	60,000円
	合計(㉕+㉖+㉗)	2,632,000円

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)  自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

**勤労学生控除**…あなたが学生等で昨年中の給与収入が130万円以下、又は合計所得金額が75万円以下であって、自己の勤労によらない所得が10万円以下である場合…260,000円(証明書等を添付又は提示)

**障害者控除**…あなたや同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けられるような心身に障害のある場合に記入してください。(手帳等を提示)

**(1)特別障害者**…重度の知的障害者と認定された人。身体障害者の程度が1級又は2級に該当する人。常に就寝を要し複雑な介護を要する人…300,000円

**(2)同居特別障害者**…同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなた、あなたの配偶者又はあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合…530,000円

**(3)その他の障害者**…上記以外の障害者…260,000円

※ 精神に障害がある人で厚生労働大臣又は県知事から証明を受けている人も、特別障害者・その他の障害者の範囲に入ります。

**配偶者控除**…あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者で昨年中の給与収入が103万円以下、又は合計所得金額が48万円以下の人。ここにいう配偶者は、婚姻届をしている配偶者で内縁の妻は該当しません。  
 控除対象配偶者 900万円以下 950万円超 1,000万円超  
 70歳未満(昭和27年1月2日以降生)の配偶者…330,000円 220,000円 110,000円  
 70歳以上(昭和27年1月1日以前生)の配偶者…380,000円 260,000円 130,000円

**配偶者特別控除**…あなたの合計所得金額が、1,000万円以下の場合で、生計をとにもする配偶者を有する場合、(最高33万円)を控除できます。※裏面参照

**扶養控除**…扶養控除の所得要件は所得の種類に関係なく48万円以下です。(注2)扶養控除額を一覧表にすると次のようになります。(必ず生年月日を記入してください)

区分	令和4年度
一般扶養親族 (昭和27年1月2日~平成11年1月1日生) (平成15年1月2日~平成18年1月1日生)	通常 330,000円
特定扶養親族 19歳~22歳 (平成11年1月2日~平成15年1月1日生)	通常 450,000円
老人扶養親族 70歳以上 (昭和27年1月1日以前生)	通常 380,000円
同居老親等(注1)	450,000円

(注1)同居老親等とは、本人又はその配偶者の直系尊属(父母・祖父母など)で、本人又はその配偶者と同居している人。  
 (注2)16歳未満(平成18年1月2日以降生)の扶養親族がいる場合には、別途記入欄に記入してください。

**基礎控除**…合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

**雑損控除**…あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族(昨年中の総所得金額等の合計額が480,000円以下の人)が、震災風水害、火災、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合に記入してください。(明細書、証明書を添付)

控除額は、①差引損失額－総所得金額の10% } いずれが高い方の金額  
 ②災害関連支出の金額－5万円

**医療費控除**…医療費控除は、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費がある場合に記入してください。控除額は(支払った医療費－保険金などで補填される金額)－(合計所得金額の5%又は10万円のいずれか少ない方の金額)を記入してください。

またセルフメディケーション税制は、定期健康診断や人間ドック等の一定の取組を行っている方が、あなたと生計を一にする配偶者、その他親族のために支払ったスイッチO T C医薬品の購入費用がある場合に記入してください。控除額は(スイッチO T C医薬品の購入額－1万2千円)を記入してください。また、区分に1と記入してください。

なお、医療費控除とセルフメディケーション税制はいずれか一方しか適用できません。

**(裏面)「16 所得金額調整控除に関する事項」欄の書き方**

所得金額調整控除を受けようとする場合に、23歳未満の扶養親族、若しくは特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族について記入してください。

## ※参考資料

### 給与所得の速算表

給与・賃金・賞与などの収入の合計額。  
 ※給与所得＝収入金額－給与所得控除  
 (給与所得控除は、下表によって求められます。)

給与収入金額 A (円)	給与所得控除額 (円)
～ 1,625,000	550,000
1,625,001 ～ 1,800,000	A × 40% - 100,000
1,800,001 ～ 3,600,000	A × 30% + 80,000
3,600,001 ～ 6,600,000	A × 20% + 440,000
6,600,001 ～ 8,500,000	A × 10% + 1,100,000
8,500,001 ～	1,950,000

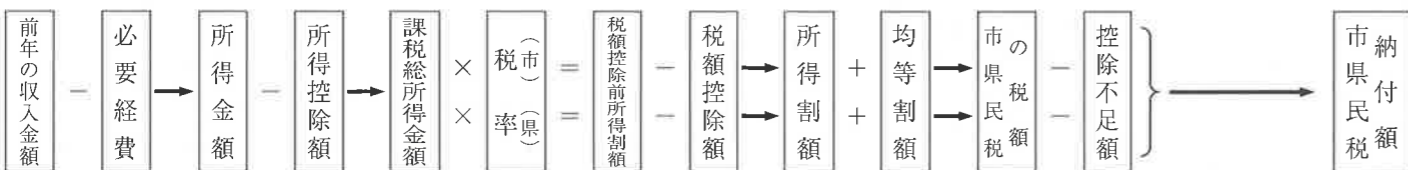
ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合には、上記の表にかかわらず、所得税法別表第五(年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表)により給与所得の金額を求めます。

### 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合で、生計をともにする配偶者の合計所得金額が480,001円以上1,330,000円以下の場合、下表の区分別に掲げる金額を控除できます。

	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者特別控除	48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	

### 市民税・県民税の計算方法



(注) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

〔均等割〕	市民税	3,500円	県民税	2,500円
-------	-----	--------	-----	--------

※県民税には、森林湖沼環境税(1,000円)を含みます。

〔所得割の税率〕	区分	税率
	市民税	6%
	県民税	4%

課税総所得金額×税率＝税額控除前所得割額となります。

### 主な税額控除〔調整控除〕

合計課税所得金額が200万円以下の者  
 次の①と②のいずれか少ない額の5% (県民税2%、市民税3%)に相当する金額  
 ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額  
 ②合計課税所得金額  
 合計課税所得金額が200万円超の者  
 ①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (県民税2%、市民税3%)に相当する金額  
 ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額  
 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

### 公的年金等の所得計算表

公的年金等などの収入の合計額。  
 ※公的年金等の雑所得＝収入金額－公的年金等控除  
 (公的年金等控除は下表によって求められます。)

公的年金等の収入金額 A (円)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 (円)		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上(昭和32.1.1以前生まれの方)			
～ 3,300,000	1,100,000	1,000,000	900,000
3,300,001 ～ 4,100,000	A×25%+275,000	A×25%+175,000	A×25%+75,000
4,100,001 ～ 7,700,000	A×15%+685,000	A×15%+585,000	A×15%+485,000
7,700,001 ～ 10,000,000	A×5%+1,455,000	A×5%+1,355,000	A×5%+1,255,000
10,000,001 ～	1,955,000	1,855,000	1,755,000
65歳未満(昭和32.1.2以後生まれの方)			
公的年金等の収入金額 A (円)	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,300,000	600,000	500,000	400,000
1,300,001 ～ 4,100,000	A×25%+275,000	A×25%+175,000	A×25%+75,000
4,100,001 ～ 7,700,000	A×15%+685,000	A×15%+585,000	A×15%+485,000
7,700,001 ～ 10,000,000	A×5%+1,455,000	A×5%+1,355,000	A×5%+1,255,000
10,000,001 ～	1,955,000	1,855,000	1,755,000

### 生命保険料控除

	支払金額	控除額
新契約	12,000円以下の場合	支払保険料の全額
	12,000円を超え32,000円以下の場合	支払保険料×1/2+6,000円
	32,000円を超え56,000円以下の場合	支払保険料×1/4+14,000円
旧契約	15,000円以下の場合	支払保険料の全額
	15,000円を超え40,000円以下の場合	支払保険料×1/2+7,500円
	40,000円を超え70,000円以下の場合	支払保険料×1/4+17,500円
	70,000円を超える場合	35,000円

※平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)  
 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)  
 ※それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)  
 ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)

### 地震保険料控除

支払った地震保険料等の区分	支払った保険料等の金額	控除額
① 地震保険料のみ		支払った保険料の金額÷2 (最高25,000円)
② 旧長期損害保険料のみ	5,000円以下	支払った保険料の金額
	5,000円を超え15,000円以下の場合	支払った保険料の金額÷2+2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円
③ ①と②がある場合		①と②によりそれぞれ計算した金額の合計額(最高25,000円)

(注意) 一の損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険が備わる場合、いずれか一の契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

## 令和4年度市民税・県民税の申告について

令和4年1月1日現在、坂東市に住所のあるかたは、収入の有無にかかわらず、市民税・県民税申告書を提出しなければなりません。次の事項を参照のうえ、令和3年中の所得等についての申告をお願いいたします。

#### ◎お知らせ

平成26年度から、市民税・県民税均等割額に復興特別税としてそれぞれ500円が加算されています。(令和5年度までの臨時の措置)

#### ◎次に該当するかたは、市民税・県民税の申告は必要ありません。

- 1 税務署に確定申告書を提出するかた
- 2 給与所得のみ、公的年金所得のみのかた(支払者が支払報告書を市役所に提出しているかた)ただし、他の所得がある場合や所得控除の追加又は変更がある場合は申告が必要になります。

#### ◎市民税・県民税申告書の提出方法

- 1 申告相談会場に持参する
- 2 課税課あてに郵送する【〒306-0692 坂東市岩井4 3 6 5 番地 坂東市役所 課税課 市民税係】※郵送の際は、添付資料等の確認をお願いします。

#### ◎申告相談会場のご案内 地区にかかわらず、さしま窓口センターと坂東市役所のどちらでも申告することができます。

**各会場とも時間指定整理券を配布します**

申告相談会場	受付日	整理券配布時間	案内図
さしま窓口センター 2階 0297-44-3022 (申告期間専用)	2月8日(火) ～2月10日(木)	午前8:00から  ※最終受付時間分の配布が終わり次第終了	
坂東市役所 1階多目的ホール 0297-35-8222 (申告期間専用)	2月14日(月) ～3月15日(火) (土日祝を除く)		

#### ◎申告相談の時にお持ちいただくもの

- 1 申告書
- 2 収入及び所得の分かるもの
  - ・給与所得者及び年金所得者については、「令和3年分の源泉徴収票」(給与所得の源泉徴収票が発行されない場合は、事業主からの給与支払証明書又は給与明細書)
  - ・給与所得以外のかたは、収入金額・必要経費の算定基礎となるもの
- 3 所得控除の分かるもの
  - ・国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書
  - ・医療費控除の明細書、医療費通知(原本)
    - ※医療費控除の明細書は事前に作成のうえ、ご持参ください。
  - ・障害者手帳等、その他所得控除の分かる証明書等
- 4 個人番号カード(マイナンバーカード)または、番号確認書類と身分証明書

#### ◎お問い合わせ

坂東市役所 課税課 市民税係 電話 0297-35-2121 内線 1132・1134

※申告相談期間中(2月8日～3月15日)は、申告相談会場へお問い合わせください。

**申告書の提出期限は、3月15日(火)です**

申告期限が近くなりますと会場が非常に混雑いたしますので、お早めに申告してください。

**地方税法等の改正により各事項が変更になることがあります。**